

指名停止等一覧表

(期間 平成28年1月1日～平成28年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)	
		自	至	期間			
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿1-25-1	平成28年1月9日	平成28年2月19日	6週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故)	本件は、函館開発建設部発注の「函館江差自動車道 木古内町渡島トンネル木古内工区工事」において、切羽で装薬作業完了後、ドリルジャンボ、バックホウ、サイドダンプを順次後方に移動中、ドリルジャンボが坑口側へ後進した後、排水用仮土堤を設置するためにバックホウが後進した。この時、被災者が重機後方にいて被災(死亡)した。これにより、北海道開発局から平成27年12月24日から平成28年2月3日(6週間)まで指名停止措置を受けたため。	
株式会社田中組	札幌市中央区北6条西17-17-5						
小針土建株式会社	標津郡中標津町緑町南2-1-1	平成28年1月9日	平成28年1月22日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故)	本件は、釧路開発建設部発注の「一般国道44号 厚岸町 別寒辺牛改良工事」において、作業員4名で橋の吊り足場解体作業を開始したところ、被災者は、情報管路がある中桁付近において、足場板を撤去し外桁にいる作業員に手渡す作業中、川へ転落し死亡した。これにより、北海道開発局から平成27年12月24日から平成28年1月6日(2週間)まで指名停止措置を受けたため。	
太平洋セメント株式会社	東京都港区台場2-3-5 台場ガーデンシティビル	平成28年2月9日	平成28年3月8日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	太平洋セメント(株)上磯工場は、石灰石等の採掘事業で出土する土砂の堆積場用地として、北海道森林管理局檜山森林管理署より国有林野使用許可を受けている箇所について、使用許可範囲を十分に確認しないまま堆積場の施工等を行ったことにより、誤って立木(810本231.87㎡)の伐採等を行ったため。	
井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700	平成28年2月18日	平成28年4月17日	平成28年3月17日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、公正取引委員会より北海道の区域において、農業協同組合等が発注した穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の入札談合事件について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年2月10日、同法7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受けたため。
株式会社キセキ北海道	札幌市手稲区新発寒五条1-5-1						
株式会社サタケ	広島県東広島市西条西本町2番30号						
ヤンマーグリーンシステム株式会社	大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー						
ナラサキ産業	札幌市中央区北一条西7-1						

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

指名停止等一覧表

(期間 平成28年1月1日～平成28年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社カツイ	岩見沢市9条西1-10-1	平成28年2月23日	平成28年3月7日	2週間	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故)	一般工事において、橋の修復工事の工事現場に設置したつり足場を、地覆コンクリート解体作業をするために、下請負業者の労働者に使用させるに当たり、構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定めなかった。その結果、同上つり足場の崩壊により作業員3名が吊り足場から墜落し、1名が死亡、2名が負傷した。このことにより、岩見沢簡易裁判所において、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、平成27年11月7日にその刑が確定したため。
株式会社ムラカミ緑化	上川郡新得町屈足柏町東1-1	平成28年3月24日	平成28年4月23日	1ヶ月	「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」別表第13号(不正又は不誠実な行為)	当該事業者は、平成26年8月26日に十勝西部森林管理署東大雪支署と契約した「ニベツツ担当区1124い1・に1・ほ・ほ1・ち・ち1林小班」における立木伐採において、隣接する林小班を売払伐区と誤認し立木(198本、123.01㎡)の伐採を行ったため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。